

10月1日は「浄化槽の日」

日ごろの点検・清掃を大切に

10月1日は浄化槽の日です。浄化槽の日は、浄化槽の普及促進と、生活環境の保全・公衆衛生の向上を図り、公共用水域の水質保全に資することを目的に定められました。美しい水環境の創造へ―皆さんのご理解とご協力をお願いします。

維持管理をお忘れなく

浄化槽の維持管理を適切に行わないと、悪臭などで周囲に迷惑を掛けるばかりでなく、川や沼の水質悪化を招く原因にもなります。また、浄化槽の機能を最大限に発揮させるためにも、日ごろの維持管理が大切です。

浄化槽を使用している人には、次のことを定期的に行うことが法令で義務付けられています。

- 保守点検：装置の調整や消毒剤の補充など、浄化槽を正常に機能させるための、専門業者による年3回以上の点検
- 清掃：浄化槽の中のごみや汚泥を取り除くための、市の浄化槽清掃許可業者による年1回以上の清掃
- 法定検査：正常に機能している

かを確認するための、年1回の県浄化槽検査センターによる検査

浄化槽設置や維持管理費に補助金を交付

設置費補助金

設置費用の一部を補助しています(表①)。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換するときは、18万円を上乗せする転換補助金(新築・建て替えを除く)を、くみ取り便所から合併処理浄化槽へ転換するときは、10万円を上乗せする転換補助金(新築・建て替えを除く)を交付しています。

印刷沼流域に限り、窒素またはリンを除去する高度処理型合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助(表①)しています。

維持管理費補助金

合併処理浄化槽の維持管理(保守点検・清掃)について、年間で掛かった費用の2分の1相当額(表②)を補助しています。

補助金を受けようとする人は、申請書に、①保守点検および清掃の契約書の写し②保守点検および清掃の領収書の写し③法定検査を受けたことを証明する書類の写しを添えて、環境衛生課(市役所2階)、下総・大栄支所農産土木課へ提出してください。

※騒音地域については、維持管理費および設置補助金とも特例により、補助金の限度額が異なります。くわしくは環境衛生課(☎20-11531)、下総支所農産土木課(☎96-11112)、大栄支所農産土木課(☎73-80066)へ。

合併処理浄化槽の補助金

①設置費補助金			②維持管理費補助金		
人槽区分	通常型	高度処理型 (窒素除去型)	高度処理型 (窒素・リン除去型)	人槽区分	限度額
5人槽	332,000円	444,000円	528,000円	5人槽	18,000円
6・7人槽	414,000円	486,000円	693,000円	6人槽	21,000円
8~10人槽	548,000円	576,000円	963,000円	7人槽	24,000円
11~20人槽	939,000円	1,092,000円	—	8人槽	27,000円
21~30人槽	1,472,000円	1,860,000円	—	10人槽	33,000円
31~50人槽	2,037,000円	2,496,000円	—	11~50人槽	33,000円

保守点検



清掃



法定検査

